

霧島市安心安全まちづくり条例

近年、全国で子どもや高齢者が犠牲者となる犯罪が多発している。

私たちの日常生活においても、社会環境の変化や価値観の多様化により地域社会の連帯意識が薄まり、犯罪や事故に対する不安が身近なものになり、安心して生活できる環境が脅かされようとしている。

私たちの霧島市を、誰もが誇りと愛着を持ち、市民が安心して暮らすことができ、観光旅行者が安心して滞在できる安全なまちとして構築していくため、ここに霧島市安心安全まちづくり条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪、事故及び自然災害(以下「犯罪・事故等」という。)の防止に関し、基本理念を定め、市並びに市民、地域活動団体、事業者及び所有者等(以下「市民等」という。)が果たすべき責務を明らかにするとともに、それぞれの連携及び協力のもとに、市民等の安全の確保に関する施策(以下「生活安全施策」という。)を総合的かつ計画的に推進することにより、市民等が安心して安全な生活をし、又は安心して滞在できる安全な地域社会の実現を図ること(以下「安心安全なまちづくり」という。)を目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に勤務し若しくは在学し、又は観光等で滞在する者をいう。
- (2) 地域活動団体 ボランティア団体、民間非営利団体、地区自治公民館その他の地域組織及びグループをいう。
- (3) 事業者 市内で商業、工業その他の事業を営む者をいう。
- (4) 所有者等 市内に所在する土地、建物、店舗、事業所等の所有者及び管理者をいう。
- (5) 通学路等 子どもが通学、通園等の用に供している道路及び子どもが日常的に利用している公園、広場等をいう。

(基本理念)

第3条 安心安全なまちづくりは、市及び市民等が、自らの安全は自ら守るとともに、地域の安全は地域で守るという基本認識のもとに、それぞれの役割を果たし、

連携を図りながら協働することにより行わなければならない。

- 2 安心安全なまちづくりは、市及び市民等が、地域の安全の確保に関する自主的な活動（以下「地域安全まちづくり活動」という。）を実践するための環境を醸成し、地域安全まちづくり活動を効果的に推進することにより行わなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、安心安全なまちづくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 安心安全なまちづくりに関する知識の普及、情報の提供及びその他広報啓発活動
- (2) 地域安全まちづくり活動を推進するための人材育成
- (3) 地域安全まちづくり活動を行う組織・団体の結成促進
- (4) 犯罪・事故等の防止に優れた環境及び公共施設の整備
- (5) 青少年の健全育成を阻害する有害環境の排除及び道徳心向上対策
- (6) その他安心安全なまちづくりを達成するために必要な事項

- 2 市は、前項に規定する施策の計画及び実施に当たっては、関係行政機関及び関係団体から意見を聴くとともに、協力を求め、緊密な連携を図らなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、安心安全なまちづくりについての理解を深めるよう努めるとともに、自らの安全の確保に努めるものとする。

- 2 市民は、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、地域安全まちづくり活動を推進するものとする。
- 3 市民は、安心安全なまちづくりのため、公共の場所又は自己若しくは他者の所有地において、周辺的生活環境を損なうような行為をしない等の社会的マナーの向上に努めるものとする。
- 4 市民は、安心安全なまちづくりのため、市が行う生活安全施策や地域活動団体が行う地域安全まちづくり活動に協力するよう努めるものとする。

（地域活動団体の責務）

第6条 地域活動団体は、地域社会における連帯意識を高めるとともに、相互に協力して、地域安全まちづくり活動を推進するよう努めるものとする。

- 2 地域活動団体は、安心安全なまちづくりに必要な知識や技術を習得するよう努めるとともに、地域安全まちづくり活動についての市民等の理解の促進に努めるものとする。

3 地域活動団体は、市が行う生活安全施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、市民の安全に十分配慮し、事業活動を行う際は、安心安全なまちづくりのために、自己の事業所等における犯罪・事故等の防止対策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、従業員等に対し、安心安全なまちづくりのために必要な知識や技術を習得させるよう努めるものとする。

3 事業者は、市が行う生活安全施策や地域活動団体が行う地域安全まちづくり活動に協力するよう努めるものとする。

(所有者等の責務)

第8条 所有者等は、安心安全なまちづくりのために、その所有し、管理する土地、建物及び工作物を適正に管理するとともに、自ら犯罪・事故等の防止上必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 所有者等は、市が行う生活安全施策や地域活動団体が行う地域安全まちづくり活動に協力するよう努めるものとする。

(支援)

第9条 市は、安心安全なまちづくりのために活動する地域活動団体を育成するため、必要な支援を行うことができる。

(助言指導)

第10条 市は、安心安全なまちづくりを推進するため、必要があると認めるときは、市民等に対し、犯罪・事故等の防止に配慮した環境の整備に関し、必要な助言指導を行うことができる。

(子どもの安全確保の強化)

第11条 市は、学校及び児童福祉施設(以下「学校等」という。)並びに通学路等における子どもの安全確保の強化を図らなければならない。

(学校等における安全対策の推進)

第12条 学校等を管理する者は、当該学校等の施設内における安全対策を推進するための体制を整備し、子どもの安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(要援護者への配慮)

第13条 市は、生活上の安全に関し高齢者、障がい者、子ども及びその他非常時において特に援護を必要とする者(以下「要援護者」という。)に配慮した施策を推進するよう努めなければならない。

2 市民等は、地域において要援護者が安心して安全に暮らせるよう努めるものと

する。

(消費者の生活の安全)

第14条 市は、消費者の利益を守り、市民の消費生活の安定及び向上を図るため、消費生活に係る相談、指導及び啓発に努めなければならない。

(推進協議会)

第15条 市は、安心安全なまちづくりを総合的に推進するため、霧島市安心安全まちづくり推進協議会(以下「推進協議会」という。)を置く。

2 推進協議会は、安心安全なまちづくりに関する基本的な事項について、市長の諮問に応じるほか、市長に対し、必要な意見を述べることができる。

3 推進協議会は、委員15人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 関係団体の代表者

(3) 警察署その他安心安全なまちづくりに関係する行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(安心安全の日)

第16条 市は、毎月15日を安心安全の日と定め、広報活動及び啓発活動を重点的に実施するほか、必要に応じ期間を定めて、集中的に安心安全なまちづくりを推進するための必要な施策を講ずるものとする。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 霧島市防犯条例(平成17年霧島市条例第184号)は、廃止する。